ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十三号までを順次結んだ線及び標柱七号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字宮崎
三一三一番　七号
三一二八番一　八号
三一三四番　九号
三二〇五番四　十号
三二〇六番二　十一号及び十二号
三二〇八番　十三号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西尾の代川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府字石畑
一四一番二　一号
一四三番　二号及び十号
一〇八番一　三号
一〇一番二　四号
一〇一番一　五号
一一五三番　六号
一一五二番　七号
一一一番二　八号
一一〇番一　九号
一四〇番三　十一号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十二号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府字石畑
一三〇番二　十二号
一一五番　十三号
一二七番内二　十四号
一二八番　十五号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十六号から二十号までを順次結んだ線及び標柱十六号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府
字尾ノ代　二一七番二　十六号、十七号及び二十号
字ビイワ　三二五番　十八号及び十九号

○国土交通省告示第七百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡の前谷

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

徳島県三好市井川町岡野前
九〇番三
九二番四
九二番七
九三番四

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県三好市井川町岡野前
九二番四　一号及び四号
九二番七　二号及び三号

○国土交通省告示第七百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

父鬼川右第十八支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路のうちその接している区間の水路敷

大阪府和泉市父鬼町
四三四番一
四三五番
四四六番一
四四七番一から四四七番四まで
四四八番一
四五〇番一及び四五〇番三
四六九番

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西條

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号及び十二号から十七号までと一号と十七号を順次結んだ線及び標柱十一号と十二号を明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の下流境界に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府高槻市大字原
九〇〇番三地先水路敷　一号
九〇〇番三　二号
九〇〇番一　三号
九〇四番　四号及び五号
五一七六番　六号から八号まで
五一七七番　九号及び十号
五一八〇番　十一号
九〇三番　十二号及び十三号
九〇三番地先水路敷　十四号から十七号まで

○国土交通省告示第七百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十四年六月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

舟川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十九年建設省告示第三百四十三号、昭和三十六年建設省告示第二百二十四号及び平成三年建設省告示第千二百七十三号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に在する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間

富山県下新川郡入善町舟見
字六谷　一番七　一号及び三号
一二番一　二号
一二番五　四号

○防衛省告示第百四十六号

海上における模擬弾射出試験を次のとおり実施する。

平成二十四年六月十二日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年六月十五日（予備、同月十六日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施機　次期固定翼哨戒機一機

その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十七号

海上における模擬弾射出試験を次のとおり実施する。

平成二十四年六月十二日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年六月二十二日（予備、同月二十三日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒